

■問い合わせ先

市役所社会福祉課
高齢福祉係

☎ 63-5113

確定申告をしなくてよい場合で、も、次の人は還付を受けるための確定申告書を提出することができまます。

- 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもそのほかの所得もあまり多くない人
- 給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
- 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかつたため年末調整を受けなかつた人
- 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

所得税の還付申告は自分で書いてお早めに

確定申告書は、申告の期間（2月16日（水）～3月15日（火））中に提出することになりますが、還付申告ができる人はこの期間にかかるらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。

源泉徴収票を紛失した場合は勤務先から再発行を受けてください。

確定申告の期間は、申告会場が

大変混雑しますので、還付を受けるための申告書を提出する人は、ご自分で記入し、お早めに郵送などで提出してください。
(土・日曜日、祝日は閉庁日です。)
なお、今回から申告相談会場は、所佐和田支所2階が申告会場に変更となりますのでご注意ください。
また、還付金の支払いまでにはある程度の期間（1～2か月くらい）がかかります。また、申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

申告書の作成は便利なホームページで国税庁のホームページではパソコンで確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供します。

同コーナーでは、入力画面のガイダンスに従って必要な項目を入力し、カラープリンタで印刷すると簡単に申告書が作成できます。

作成した申告書は、添付書類とともにそのまま郵送などで税務署に提出することができます。

是非ご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス

<http://www.nta.go.jp>

■問い合わせ先

相川税務署

☎ 74-3276

老齢者の 障害者控除について

65歳以上の高齢者で寝たきりや痴呆などにより、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳などをお持ちでなくとも所得税や市県民税の障害者控除が適用される場合があります。

そのためには、市が交付した「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、次のような状態にあると思われる方で認定書の交付を希望される方は、本庁・支所高齢福祉担当窓口において申請をしてください。審査のうえ該当者には認定書を交付します。

なお、申請の際には、印鑑と介護保険証を持参してください。お預りします。

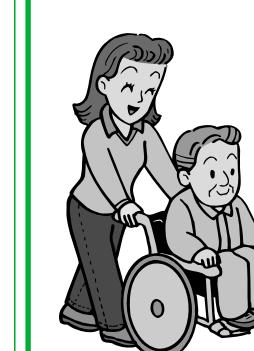
「障害者控除対象者認定書」が本庁・支所高齢福祉担当窓口において申請をしてください。審査のうえ該当者には認定書を交付します。

なお、申請の際には、印鑑と介護保険証を持参してください。お預りします。

6か月程度以上の間、寝たきり状態の者

①知的障害者（軽度・中度・重度）に準ずる状態の者
②身体障害者手帳（1～6級）
基準に準ずる状態の者

③6か月程度以上の間、寝たきり状態の者



おむつ代の医療費控除

寝たきりの人のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告するためには、医師の「おむつ使用証明書」が必要です。この控除を受けるのが2年目以降の人で介護保険の要介護認定を受けている人については、一定の要件を満たす場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付いたします。

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける人や、2年目以後でも一定要件を満たさない人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

この機会にお近くの司法書士事務所に気軽にご相談ください。相続登記や諸手続きについて、無料で相談に応じます。

また、1年を通じて毎週水曜日の午後1時30分から4時まで、無料相談に応じていますので、ご利用ください。（要予約）

なお、不明な点は新潟県司法書士会へお尋ねください。

新潟県司法書士会
☎ 025-228-1589

司法書士による 相続登記の無料相談月間

林の学習をしたりしませんか？ 楽しいクイズやゲームもあり！ きのこの駒打ち体験もTRY!!

あたたかいきのこ料理を食べて森のことを語りましょう。

駒打ち体験もTRY!!

森林の学習会、木工教室（本棚、巣箱等4種類の予定）

午前 竹馬つくり、きのこ料理、駒打ち、森林・木材ゲームなど

小学生以下の親子30組を中心と一緒に参加希望者は

一般島民（先着順、責任者がいれば子どもだけの参加も可）

木工作品1点につき500円
昼食も販売します。

その他
・きのこ料理講習会の参加希望者は
お知らせください。

木工教室、竹馬つくりのサポート
にも募集中です。

■問い合わせ先

佐渡地域振興局林業振興課
担当：飯塚、遠山

☎ 74-3450
FAX 74-4403



平成16年度固定資産税の 第4期納期限について

固定資産税の第4期納期は、

平成17年1月31日（月）までです。

これまでの納期限と異なる場合がありますので、お間違えないよう納付をお願いします。

「佐渡の森のめぐみフェスタ」

親子で学ぼう・遊ぼう！！

佐渡の木を使って、みんなでプラ
ンターカバーや本棚を作ったり、森

市民課 資産税係

☎ 63-5112

各支所資産税係

第3回 午後1時～4時30分

■申込締切 1月26日（水）

午前10時～午後4時30分

「精神障害者の社会参加」

※3回とも出席できる方は、お申し込みください。

第2回 2月24日（木）

午前10時～午後4時30分

「精神障害者の社会参加」

※3回とも出席できる方は、お申し込みください。

第1回 2月4日（金）

午後1時～4時30分

精神保健福祉ボランティア講座を
開催します。精神保健福祉分野のボランティア活動に関心をお持ちの方、
参加してみませんか？

※3回とも出席できる方は、お申し込みください。

■問い合わせ先

佐渡地域振興局 健康福祉環境部
(佐渡保健所) ☎ 74-3407

市役所社会福祉課

各支所福祉保健課または市民課

平成16年度固定資産税の 第4期納期限について

平成17年1月31日（月）までです。

これまでの納期限と異なる場合がありますので、お間違えないよう納付をお願いします。

固定資産税の第4期納期は、

平成17年1月31日（月）までです。

これまでの納期限と異なる場合がありますので、お間違えないよう納付をお願いします